

原子力規制部専門検査部門における標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和6年6月27日

文書管理者（安全規制管理官（専門検査担当））

原子力規制委員会行政文書管理規則（平成24年9月19日原規総発第120919003号。以下「行政文書管理規則」という。）第14条第1項の規定に基づき、原子力規制部専門検査部門における標準文書保存期間基準（保存期間表）を次の表のとおり定める。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書(一の項イ)	20 年	—	2(1)①1(1)	移管
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		—		
			③立案の検討に関する調査研究文書(一の項イ)		—		
		(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書(一の項ロ)		—	2(1)①1(2)	
		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)		—	2(1)①1(3)	
		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書(一の項ニ)		—	2(1)①1(4)	
		(5)国会審議	国会審議文書(一の項ヘ)		—	2(1)①1(5)	
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書(一の項ト)		—	2(1)①1(6)	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一の項チ)		—	2(1)①1(7)	
			② 解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項チ)		—		
2	条約その他の国際約束の締結及び	(1)締結の検討	①外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)と	30 年	—	2(1)①2(1)	移管(経済協力関係等で定型化

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
	その経緯		の交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(二の項イ及びニ)				し、重要性がないものは除く。)
			②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書(二の項ロ)		—		
			③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(二の項ハ及びニ)		—		
		(2)条約案の審査	条約案その他の国際約束の案の審査の過程が記録された文書(二の項ハ)	20 年(保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書(経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの)については 30 年)	—	2(1)①2(2)	
		(3)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書(二の項ニ)		—	2(1)①2(3)	
		(4)国会審議	国会審議文書(二の項ニ)		—	2(1)①2(4)	
		(5)締結	条約書、批准書その他これらに類する文書(二の項ホ)		—	2(1)①2(5)	
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書(二の項ニ)		—	2(1)①2(6)	
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書(一の項イ)	20 年	—	2(1)①3(1)	移管
			②立案の検討に関		—		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置		
			する審議会等文書(一の項イ)						
			③立案の検討に関する研究調査文書(一の項イ)		—				
		(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書(一の項ロ)		—	2(1)①3(2)			
		(3)意見公募手続	意見公募手続文書(一の項ハ)		—	2(1)①3(3)			
		(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)		—	2(1)①3(4)			
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書(一の項ニ)		—	2(1)①3(5)			
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書(一の項ト)		—	2(1)①3(6)			
		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一の項チ)		—	2(1)①3(7)			
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項チ)		—				
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書(一の項イ)	20 年	—	2(1)①4(1)	移管		
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		—				
			③立案の検討に関する調査研究文書(一の項イ)		—				
		(2)意見公募手続	意見公募手続文書(一の項ハ)		—	2(1)①4(2)			
		(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書(一の項ホ)		—	2(1)①4(3)			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書(一の項ト)		—	2(1)①4(4)			
		(5)解釈又は運	①解釈又は運用の		—	2(1)①4(5)			
					—				

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
		用の基準の設定	基準の設定のための調査研究文書(一の項チ)				
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項チ)		—		
5	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から前項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10 年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申 ・中間報告、最終報告、建議、提言	2(1)① 13(1)	廃棄
			②立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ)		—		
			③意見公募手続文書(二十の項イ)		・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由		
			④制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)		・告示案		
			⑤官報公示に関する文書(二十の項ハ)		・官報の写し		
			①立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ)		—	2(1)① 13(2)	以下について移管(それ以外は廃棄。以下同じ。) ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
		(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から前項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)		・原子力規制委員会内規案		
6	閣議の決定	(1)予算に関する	①閣議を求めた	20 年	—	2(1)①5(1)	移管

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
	又は了解及びその経緯	る閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	めの決裁文書及び閣議に提出された文書(三の項イ)				
			②予算その他国会に提出された文書(三の項ハ)		—		
		(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書(三の項イ)		—	2(1)①5(2)	
			②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書(三の項ロ)		—		
			③歳入歳出決算その他国会に提出された文書(三の項ハ)		—		
		(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書(四の項イ)		・法制局提出資料 ・審査録	2(1)①5(3)	
			②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書(四の項ロ)		・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料		
			③答弁が記録された文書(四の項ハ)		・答弁書		
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1から4の項まで及び6の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	①立案基礎文書(五の項イ)		—	2(1)①5(4)	
			②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)		—		
			③立案の検討に関する調査研究(五の項イ)		—		
			④行政機関協議文書(五の項ロ)		—		
			⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出さ		—		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
			れた文書(五の項ハ)				
7	関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書(六の項イ)	10 年	—	2(1)①6	移管
			②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書(六の項イ)		—		
			③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書(六の項イ)		—		
			④会議の検討のための資料として提出された文書(六の項ロ)及び会議(国務大臣を構成員とする会議に限る。)の議事が記録された文書		—		
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書(六の項ハ)		—		
8	原子力規制委員会における審議及び運営に関する事項	(1)原子力規制委員会における決定又は了承及びその重要な経緯	①委員会の決定又は了承に係る案の立案基礎文書	10 年	・委員会決定	1【1】	移管
			②委員会の決定又は了承に係る案の検討に関する調査研究文書		・関係団体・関係者のヒアリング		
			③委員会の検討のための資料として提出された文書及び委員会の議事が記録された文書		・配付資料 ・議事の記録		
			④委員会の決定又は了承の内容が記録された文書		・決定了承文書		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
			(③を除く)				
		(2)原子力規制委員会の運営	①委員会の運営に係る事務関係文書のうち重要なもの	1年	—	—	
			②委員会の運営に係る事務関係文書(①に掲げるものを除く)	1年未満	—	—	
9	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書(八の項イ)	10年	—	2(1)①7	移管
			②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書(八の項イ)		—		
			③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書(八の項イ)		—		
			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議に議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項ロ)		—		
			⑤申合せの内容が記録された文書(八の項ハ)		—		
10	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書(九の項イ)	10年	—	2(1)①8	移管
			②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)		—		
			③立案の検討に関する調査研究文書(九の項イ)		—		
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が		—		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
			記録された文書(九の項ロ)				
			⑤基準を他の行政機関に通知した文書(九の項ハ)		—		
11	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書(九の項イ)	10 年	—	2(1)①9	移管
			②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)		—		
			③立案の検討に関する調査研究文書(九の項イ)		—		
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書(九の項ロ)		—		
			⑤基準を地方公共団体に通知した文書(九の項ハ)		—		
12	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10 年	—	2(1)①10(1)	移管
			②立案の検討に関する調査研究文書(十の項)		—		
			③意見公募手続文書(十の項)		—		
			④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)		—		
			⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書(十の項)		—		
		(2)行政手続法第2条第3号の	許認可等をするための決裁文書その	10 年(国立公文書館への	—	2(1)①10(2)	以下について移管

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
		許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯	他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)	移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年			・国籍に関するもの
		(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分(以下「不利益処分」という。)に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該不利益処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	処分がされる日に係る特定日以後5年	・処分案 ・理由	2(1)① 10(3)	廃棄
		(4)補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項の補助金等をいう。以下同じ。)の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書(十三の項イ)	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	—	2(1)① 10(4)	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書
			②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)		—		
			③補助事業等実績報告書(十三の項ハ)		—		
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・不服申立書 ・録取書	2(1)① 10(5)	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
			②審議会等文書(十四の項ロ)		・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見		
			③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書		・弁明書 ・反論書 ・意見書		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
			(十四の項ハ)				
			④裁決書又は決定書(十四の項ニ)		・裁決・決定書		
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書(十五の項イ)	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	—	2(1)① 10(6)	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
			②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ)		—		
			③判決書又は和解調書(十五の項ハ)		—		
13	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	—	2(1)① 11(1)	移管
			②立案の検討に関する調査研究文書(十の項)		—		
			③意見公募手続文書(十の項)		—		
			④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)		—		
			⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書(十の項)		—		
		(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	—	2(1)① 11(2)	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
							等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	処分がされる日に係る特定日以後5年	・処分案 ・理由	2(1)① 11(3)	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等及び公益信託に関するもの
		(4)補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書(十三の項イ)	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	—	2(1)① 11(4)	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に関するもの
			②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)		—		
			③補助事業等実績報告書(十三の項ハ)		—		
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・不服申立書 ・録取書	2(1)① 11(5)	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
			②審議会等文書(十四の項ロ)		・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見		
			③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分		・弁明書 ・反論書 ・意見書		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
			に至る過程が記録された文書(十四の項ハ)				の
			④裁決書又は決定書(十四の項ニ)		・裁決・決定書		
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書(十五の項イ)	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	—	2(1)① 11(6)	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
			②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ)		—		
			③判決書又は和解調書(十五の項ハ)		—		
14	職員の人事に関する事項	(1)人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	①立案の検討に関する調査研究文書(十六の項イ)	10年	—	2(1)① 12(1)	移管
			②制定又は変更のための決裁文書(十六の項ロ)		—		
			③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書(十六の項ハ)		—		
			④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書(十六の項ニ)		—		
		(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	①計画の立案に関する調査研究文書(十七の項)	3年	—	2(1)① 12(2)	廃棄 ※別表第1の備考二に掲げるものも同様とする。 (ただし、閣議等に関わるものについては移管)
			②計画を制定又は改廃するための決裁文書(十七の項)		—		
			③職員の研修の実施状況が記録された文書(十七の項)		—		
		(3)職員の兼業	職員の兼業の許可	3年	—	2(1)①	

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
		の許可に関する重要な経緯	の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書(十八の項)			12(3)	
		(4)退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書(十九の項)	支給制限その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	—	2(1)① 12(4)	
		(5)職員の勤怠管理に関する事項	職員の勤怠管理に関する文書	5年	・出勤簿	—	廃棄
				6年	・超過勤務等命令簿	—	
				3年	・休暇簿 ・フレックスタイム制の申告簿	—	
				1年	・職員が転入してきた場合の転出先から送付された給与簿等の写し	—	
				1年	・職員勤務時間報告書 ・超勤理由申告一覧表 ・テレワーク業務計画書、報告書	—	
				3年	・その他勤怠管理関係の書類(人事院規則等に定めのあるものを除く)	—	
		(6)服務	服務に関する文書	5年	・職員の講演等依頼に関する文書	—	廃棄
				1年	・海外渡航申請	—	廃棄
		(7)その他	その他の業務に関する文書	3年	—	—	廃棄
				3年	—	—	廃棄
15	職員の信頼性確認に関する事項	職員の信頼性確認	職員の信頼性確認に関する文書	10 年	・職員の信頼性確認に関する書類	—	廃棄
16	予算及び決	(1)歳入、歳出、	①歳入、歳出、継	10 年	—	2(1)①	以下につ

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
算に関する事項		継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯(6の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。)	続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十一の項イ)			14(1)	いて移管 ・財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む) ・財政法第20条第2項の規定による予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む)。 ・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記
			②財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十一の項ロ)		—		
			③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書(二十一の項ハ)		—		
			④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書(二十一の項ニ)		—		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
							録された文書
		(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(6の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十二の項イ)	5年	—	2(1)① 14(2)	以下について移管 ・財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。) ・財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された
			②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類(二十二の項ロ)	請求書及び課税仕入れ等の税額の控除に係る適格請求書を受領した日又は提供を受けた日の属する課税期間(会計年度)の末日の翌日から5月を経過した日に係る特定日以降7年	—		
			③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書(二十二の項ハ)	5年	—		
			④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書(二十二の項ニ)		—		
			⑤国会における決算の審査に関する文書(二十二の項ホ)		—		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
							文書(財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。)
		(3)会計機関に係る補助者の任免	会計機関に係る補助者の任免に関する文書	5年	・補助者任命簿	—	廃棄
17	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十三の項)	10 年	—	2(1)①15	移管
18	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標(独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあつては年度目標。以下この項において同じ。)の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する調査研究文書(二十四の項イ)	10 年	—	2(1)①16(1)	移管
			②制定又は変更のための決裁文書(二十四の項ロ)		—		
			③中期計画(独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあつては中長期計画、同条第4項に規定する行政執行法人にあつては事業計画)、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等より提出され、又は公表された文書(二十四の項ハ)		—		
			④国立研究開発法人審議会の庶務		—		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
			について				
		(2)独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	①指導監督をするための決裁文書 その他指導監督に至る過程が記録された文書 (二十五の項イ)	5年	—	2(1)① 16(2)	
			②違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書(二十五の項ロ)		—		
19	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書 (二十六の項イ)	10年	—	2(1)①17	移管
			②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書(二十六の項イ)		—		
			③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書(二十六の項イ)		—		
			④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書(二十六の項イ)		—		
			⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並		—		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
			びにこれらの通知に関する文書 その他当該作成の過程が記録された文書(22の項に掲げるものを除く。)(二十六の項ロ)				
			⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(二十六の項ハ)		—		
20	合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する事項	委員会の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要な経緯	①合理的な根拠に基づく政策立案の立案及び実施に関する文書	5年	・取組方針	—	廃棄
			②統計等データの提供要請に関する文書		・開示文書 ・要請者の個人情報	—	
21	原子力規制委員会マネジメント規程の実施に関する事項	原子力規制委員会マネジメント規程の実施	①原子力規制委員会マネジメント規程の実施に関する文書	10 年	・年度業務計画 ・要改善事項報告書 ・是正処置報告書 ・予防処置報告書	—	廃棄
			②知識管理に関する文書		・知識管理計画 ・実績評価	—	
22	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書(二十七の項イ)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	—	2(1)①18	以下について移管 ・総事業費が特に大規模な事業(例:100億円以上)については、事業計画の立案に関する検討、環境
			②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)		—		
			③立案の検討に関する調査研究文書(二十七の項イ)		—		
			④政策評価法による事前評価に関		—		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
			する文書(二十七の項へ)				影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの ・総事業費が大規模な事業(例:10億円以上)については、事業費計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・工事誌
			⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書(二十七の項ロ)		—		
			⑥事業を実施するための決裁文書(二十七の項ハ)		—		
			⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書(二十七の項ニ)		—		
			⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書(二十七の項ホ)		—		
			⑨政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項へ)		—		
23	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯(6の項(4)に掲げるものを除く。)	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書(二十八の項)	10 年	・原子力規制委員会職員表彰候補者上申に関する書類	2(1)①19	以下について移管 ・栄典制度の創設・改廃に関するもの ・叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
							係るもの ・国外の著名な表彰の授与に関するもの
24	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議(1の項から6の項及び22の項に掲げるものを除く。)	国会審議文書(二十九の項)	10年	—	2(1)① 20(1)	以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定門答
		(2)審議会等(1の項から6の項及び12、13、22の項に掲げるものを除く。)	審議会等文書(二十九の項)	10年	—	2(1)① 20(2)	以下について移管 ・審議会その他の合議制の機関(部会、小委員会等を含む。)及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの
		(3)公務員記章帯用カードの申請及び返却	公務員記章帯用カードの申請及び返却に係る環境省への事務手続き依頼文書	5年	—	—	廃棄
25	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書(三十の項)	常用(無期限)	・行政文書ファイル管理簿 ・決裁管理簿	2(1)①21	以下について移管 ・移管・廃棄簿
			②取得した文書の管理を行うための帳簿(三十一の項)	5年	・受付簿		
			③決裁文書の管理	30年	・決裁簿		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
			を行うための帳簿(三十二の項)	20 年	・移管・廃棄簿		
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿(三十三の項)				
			⑤第 22 条第3項の規定に基づく廃棄の記録	5年	・保存期間を 1 年未満とする行政文書ファイル等の廃棄の記録		
			⑥標準文書保存期間基準(保存期間表)の制定又は改廃に関する文書		・標準文書保存期間基準(保存期間表)案		
			⑦文書管理に関する通知等		・事務連絡、庁内調整資料 ・作業依頼、作業結果		
			⑧文書管理担当者の指名に関する文書		・指名についての報告		
			⑨文書管理の点検・監査に関する文書		・点検チェックシート ・監査報告		
			⑩各課室から提出された引継報告書		・引継報告書		
26	法令の規定に基づく勧告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求並びに当該意思決定に至る過程	(1)法令の規定に基づく他の行政機関等に対する勧告及び当該意思決定に至る過程	①勧告に関する経緯が記録された文書	30 年	—	2(1)① 22(1)	以下について移管・勧告、協議、同意等のうち重要なもの
			②勧告の内容及びその措置結果が記録された文書		—		
		(2)法令の規定による他の行政機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程	①他の行政機関等の協議に対する文書(協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。)	10 年	—	2(1)① 22(2)	
			②同意等の内容が		—		

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
			記録された文書				
		(3)法令の規定による他の行政機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程	①通知、報告、資料の提出要求等に関する経緯が記録された文書	10 年	—	2(1)① 22(3)	
			②届出、通知、報告、資料の提出要求等の内容が記録された文書		—		
27	検査等に関する事項	(1)法令に基づく報告及び検査その他の指導監督(1の項から前項までに掲げるものを除く。)	①法令に基づく報告及び検査の内容が記録された文書	5年	・施設検査業務に係る決裁文書 ・各府省等への通知文書	2(1)①23	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
			②法令に基づく違法行為等の是正その他必要とされる措置の内容が記録された文書		・指示文書及び指示文書に基づく報告書		
			③処分が年度をまたぐ文書	処分が完了した年度の翌年度以降5年	・複数年度をまたぐような施設検査業務関係文書		
			④その他	5年	・検査業務マニュアル		
				3年	・被規制者との面談録、面談資料等 ・他の行政機関への協力依頼		
				5年	・施設検査の申請の取下げの文書		
		(2)被規制者向け情報通知文書の制定又は改廃(1の項から前項に掲げるものを除く。)	被規制者向け情報通知文書の制定又は改廃のための決裁文書	3年	・被規制者向け情報通知文書		
28	国際会議に関する事項	国際会議等(外国政府との交渉を含む。)に関する経緯	①委員長、委員が出席した国際会議のうち重要な国際的意思決定が行われた会議	30 年	—	2(1)①25	移管

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
			に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの				
			②重要な国際会議等(①に掲げるものを除く。)に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	10 年	—		
			③海外行政機関等との合意文書	効力が消滅する日に係る特定日以降5年	—		
			④国際会議等に関する重要な経緯(①から③までに掲げるものを除く)	5年	—		
			⑤国際会議等に関する経緯(①から④までに掲げるものを除く)	1年未満	—	—	廃棄
29	国有財産に関する事項	国有財産の管理	①国有財産台帳及び付属図面	常用(無期限)	—	2(1)①26	以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
			②用地取得の経緯が記録された文書	30 年	—		
			③国有財産台帳の価格改定の経緯が記録された文書	10 年	—		
			④国有財産を管理・処分するための決裁文書	5年	—		
			⑤国有財産に関する重要な経緯が記録された文書(①から④までに掲げるものを除く。)		—		
30	物品の管理	物品の管理	物品の取得・処分	5年	・物品管理簿	2(1)①27	廃棄

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
	に関する事項		等に関する文書		・不要決定に関する文書		
31	契約に関する事項	(1)契約に関する重要な経緯(22の項に掲げるものを除く。)	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	契約が終了する日に係る特定日以後5年	・契約関係書類 ・仕様書案	2(1)①28	廃棄
		(2)契約に関する重要な経緯(22の項及び31の項(1)に掲げるものを除く。)	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	適格請求書を交付した日又は提供した日の属する課税期間(会計年度)の末日の翌日から2月を経過した日に係る特定日以後7年	・交付した適格請求書の写し ・交付した適格請求書に係る契約関係書類		
32	出張及び旅費に関する事項	出張及び旅費の支給	①出張及び旅費の支給に関する文書	5年	・旅行命令簿 ・出張命令伺書・報告書 ・外勤命令簿	—	廃棄
			②海外出張等に関する文書	3年	・海外出張のための便宜供与依頼 ・公用旅券の発給の請求、返納の届出その他の公用旅券に関する文書 ・査証取得に関する文書	—	
33	情報公開及び個人情報保護に関する事項	(1) 情報公開	開示請求に関する文書	5年(審査会への諮問に関する文書は10年)	・開示請求 ・審査請求 ・審査会への諮問	—	廃棄
		(2) 個人情報保護	個人情報保護に関する文書	5年(審査会への諮問に関する文書は10年)	・開示請求 ・訂正請求 ・利用停止請求 ・審査請求 ・審査会への諮問	—	
34	原子力規制委員会の後援名義の使用に関する事項	原子力規制委員会の後援名義の使用	原子力規制委員会の後援名義の使用に関する文書	5年	—	—	廃棄
35	原子力規制	原子力規制委	原子力規制委員会	3年	・面談録(1の項か	—	廃棄

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
	委員会ホームページへの掲載に関する事項	員会ホームページへの掲載	ホームページへ掲載した文書		ら前項まで掲げるものを除く)		
36	研修等の実施に関する事項	(1) 各係の所掌に係る研修の実施	おおむね年度単位で更新する庁内職員向けの研修資料	1年未満	—	—	廃棄
		(2) 各係の所掌に係るマニュアル整備	おおむね年度単位で更新する庁内職員向けのマニュアル資料	1年未満	—	—	

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、行政文書管理規則別表第一の備考一のとおりとする。

二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。

三 行政文書管理規則第 14 条に定めるとおり、この保存期間表を改定した場合は総括文書管理者に報告を行う。また、改定した場合には公表されている保存期間表の更新を行う。

四 本表各項の第五欄に掲げる具体例は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の行政文書のみを保存すれば必要十分であることを意味するものではない。